日 調 連 発 第 ８ ２ 号
平成２６年６月２３日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

平成２６年経済センサス－基礎調査への協力について（依頼）

この度、法務省民事局長から、別添のとおり標記調査が本年７月に実施される旨の連絡がありましたので、調査への協力に係る貴会会員への周知につきましてご協力をお願いします。

（機密性１情報）
法務省民二第３１９号
平成２６年６月１８日

日本土地家屋調査士会連合会
会長　林　　千　年　殿

法務省民事局長 深　山　卓　也

平成２６年経済センサス－基礎調査への協力について（依頼）

標記については，総務省により本年７月に全ての事業所を対象とする調査が実施される予定であり，今般，同省から別添のとおり協力依頼がありました。

つきましては，本調査の趣旨，必要性を御理解いただき，調査への協力について会員に周知するなど，御配意をお願いします。

別 添

総 統 基 第 1 5 6 号
平 成 26 年 6 月 11 日

法務省民事局長　殿

総務省統計局長

平成 26 年経済センサス - 基礎調査への協力について（依頼）

総務省では、平成 26 年 7 月に全ての事業所・企業を対象とした平成 26 年経済センサス - 基礎調査を実施します。

経済センサス - 基礎調査は、我が国における産業構造を包括的に捉え、実態を明らかにするとともに、各府省が実施する各種統計調査の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的とする重要な調査であり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づいた報告義務のある調査（基幹統計調査）として別紙のとおり実施するものです。

つきましては、本調査の趣旨、必要性を御理解いただき、総務省による「経済センサス - 基礎調査」が実施される旨、「日本司法書士会連合会」、「日本土地家屋調査士会連合会」等の関係団体へ周知いただきたくお願い申し上げます。また、関係団体に対して調査員証（参考）を携帯した調査員が伺いましたら御協力が得られますよう周知方よろしくお願いいたします。

【 事務担当 】
総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課企画係
TEL：03 (5273) 1105
FAX：03 (5273) 1494
E メール：p-koho@soumu.go.jp

法務省
26.6.13
第　号
民事局民事第二課

別紙

平成26年経済センサス-基礎調査の概要

【調査の目的】

この調査は、事業所及び企業の活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすること、各種統計調査の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的として実施します。

【調査の期日】

平成 26 年 7 月 1 日現在

【調査の対象】

全国全ての事業所及び企業：6,360,000 事業所

【調査事項】

名称及び電話番号、所在地、従業者数、開設時期、単独事業所・本所・支所の別、経営組織、資本金等の額、事業の種類及び業態、年間総売上（収入）金額、外国資本比率、親会社の有無、子会社の有無、組織全体の常用雇用者数及び事業の内容など

【調査の方法】

調査は「調査員による調査」と「本社等一括調査」による二つの方法で行います。

「調査員による調査」:支社等を持たない単独の事業所及び新設された事業所を都道府県知事が任命する調査員が担当調査区内にある事業所に対し訪問して調査票を配付します。

「本社等一括調査」:支社等を有する企業・法人に対しては、国の契約する民間事業者が、組織の本社などに傘下の事業所の調査票を一括して郵送で配付します。

《調査員による調査活動》

① 調査対象の確認：平成 26 年 6 月中旬～
- 支社等を持たない単独の事業所のほか、支社等を有する企業・法人も含め、全ての民営事業所の活動状況を事前に確認。

② 調査票の配布：平成 26 年 6 月下旬～6 月末
- 支社等を持たない単独の事業所に対して調査票を配布。

③ 調査票の回収：平成 26 年 7 月 1 日～

【結果の公表】

① 公表の方法

インターネット、刊行物及び閲覧により公表します。

② 公表の時期

速報集計は平成 27 年 6 月末日までに、確報集計は平成 27 年 11 月以降順次公表予定。

（参考）

●参考様式

【調査名を表題に含めた場合】　（表面）

第　　号

写真

縦　4.0cm
横　3.0cm

平成26年 経済センサス - 基礎調査
商　業　統　計　調　査

政府統計

氏名　○　○　○　○

この者は、平成26年経済センサス - 基礎調査及び平成26年商業統計調査の調査員であることを証明する。

任命期間　　年　月　日から
　　年　月　日まで

年　月　日

○　○　○ 知 事　印

【調査名を表題に含めない場合】　（表面）

第　　号

写真

縦　4.0cm
横　3.0cm

統 計 調 査 員 証

政府統計

（調査名）平成26年 経済センサス - 基礎調査
平成26年 商　業　統　計　調　査

（氏　名）○　○　○　○

この者は、上記の統計調査に従事する統計調査員であることを証明する。

任命期間　　年　月　日から
　　年　月　日まで

年　月　日

○　○　○ 知 事　印

（裏面）

注 意 事 項

1　この調査の事務を行うときは、この証票を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
2　この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3　この証票を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
4　この証票は、任命期間が満了したときその他統計調査員の身分を失ったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

統 計 法(抄)

第13条　行政機関の長は、……基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。
2　前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
第41条　（前略）業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。
第57条　次の各号のいずれかに該当する者は、２年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。（中略）
二　第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者（後略）

この調査は、総務省及び経済産業省が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。